

令和4年10月

国見町農業委員会定例総会会議録

令和4年10月17日 開会

令和4年10月17日 閉会

国見町農業委員会

令和4年10月
国見町農業委員会定例総会会議録

1. 出席委員

1番	渋谷福重君	2番	赤坂正弘君
3番	佐藤武君	5番	佐久間久子君
6番	斎藤紀次君	7番	八島富一君
8番	佐藤浩信君	10番	井砂秀明君

1. 欠席委員

なし

1. 出席農地利用最適化推進委員

藤田・山崎地区担当	秦正徳君
森山地区担当	佐藤正春君
貝田・光明寺地区担当	吉田和男君
西大枝・川内地区担当	松浦富夫君

1. 出席事務局員

農業委員会事務局長	実沢隆之君
農業委員会事務局係長	野村康宏君
産業振興課長	佐藤智昭君

1. 議事日程

議事日程

令和4年10月17日（月曜日）

午後1時30分開会

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人指名

- 3 欠席者
- 4 会務報告
- 5 議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

- 6 その他

(1) 次回以降の総会日程について

(2) その他

午後1時30分開会

○事務局 お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまより、10月の国見町農業委員会定例総会を開会いたします。

1 会長挨拶

○事務局 会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（渋谷福重君） 【会長から開会に先立ちあいさつ】

○事務局 ありがとうございました。

それでは、今後の議事進行につきましては、会長の渋谷会長にお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

2 議事録署名人指名

○会長（渋谷福重君） 議事録署名人をこちらで指名してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） それでは、2番、赤坂正弘委員、10番、井砂秀明委員にお願いいたし

ます。

3 欠席者

○会長（渋谷福重君） 続きまして、欠席者の報告ですが、今総会においては欠席者はおりません。

4 会務報告

○会長（渋谷福重君） それでは、続きまして、会務報告に移ります。

事務局、よろしくお願いします。

○事務局 【会務報告について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございました。

5 議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○会長（渋谷福重君） 次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知（3件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑がないようでございますので、報告第1号は報告のとおりといたします。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

○会長（渋谷福重君） 次に、報告第2号 農地法第5条第1項第7項の規定による届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出（1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑はないようでございますので、報告第2号は報告のとおりといたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（4件）について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

では、受付番号42番の案件について、現地調査の結果を、徳江・塚野目地区担当、八巻信詞推進委員より説明をお願いをするところですが、本日都合により欠席ですので、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 今日、八巻信詞推進委員が都合で出席できないということでしたので、私のほうから、先ほど報告したとおり、八巻推進委員のほうからお話しありまして、問題なしということでご報告を受けておりますので、ご報告申し上げます。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号43番の案件について、現地調査の結果を森山地区担当、佐藤正春推進委員より説明をお願いいたします。

○森山地区担当推進委員（佐藤正春君） 受付番号43番について、ただいま事務局説明のとおり現地確認をいたしまして、何ら問題ありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

す。

以上です。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号44番の案件について、現地調査の結果を貝田・光明寺地区担当、吉田和男推進委員より説明をお願いいたします。

○貝田・光明寺地区担当推進委員（吉田和男君） 10月7日に、事務局と現地を見てまいりました。何ら問題ないと確認しますので、よろしくご審議のほどお願いします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号45番の案件について、現地調査の結果を西大枝・川内地区担当、松浦富夫推進委員より説明をお願いいたします。

○西大枝・川内地区担当推進委員（松浦富夫君） 10月7日、事務局と確認しまして、問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

佐藤委員。

○8番（佐藤浩信君） 大農機具となっている記載の仕方が四者四様で、全然意味が取れない。1となっても分からないし、ある人は、40ページなんかは出力の表記で書かれてありましたが、あとは、64ページの人は条数ですね、作業効率。これは、何か統一できないものでしょうか。トラクターだったら馬力の記載、田植機械だったら条数の記載。

○事務局 その点、行政書士さん通じて上がってございまして、そこに、言われるとおり記載の仕方については、今、佐藤委員からおっしゃったように、統一してやるように今後指導していきたいと思います。

○8番（佐藤浩信君） これが何か、一番むちゃくちゃなような気がするんですね。

○事務局 そこは、きちんと統一して記載していくようにしていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○8番（佐藤浩信君） ましてや、80ページの人なんて、トラックは農具じゃないからね。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

3番。

○3番（佐藤 武君） 43番の案件なんですが、この方は、譲り受けて、自分たちで耕作する

と言っているんですか、それとも、どのような。親がこれ以上できるような体でもないの
で。

○事務局 お話伺って、娘さん、あと、旦那さんがいるんですかね。何とかやっていきたいな
という。

○3番(佐藤 武君) 自分たちでやると言っているんですか。

○事務局 お伺いしたんですけれども、あとは現場の確認含めて、ちゃんと事務局のほうでも
確認して、指導していきたいと思っていますので。

○3番(佐藤 武君) 今のところは、自分たちでやると言っているんですね。

○事務局 そうです、はい。

○会長(渋谷福重君) 6番。

○6番(斎藤紀次君) この3条の5件の提出、それぞれ農地法の管理上の申請しているんで
すけれども、これ以外の方法ないのかなという。その他の事業でやらなく、3条申請じゃない
と許可できないケースなんですかということが1点と、先ほど44番の、結局、同じ人にもう一
回貸すということだったよね。ということは、いわゆる適正化事業等を使ってやっているもの
が地主が亡くなったりとか、何らかの事情で所有権移転する場合とか、それが何で解約をしな
いと駄目なんですかという。そのままの形で所有者の名義を変更するという手続は取れないの
かどうかということの、それを確認したい。

○会長(渋谷福重君) 事務局。

○事務局 まず、1番目の3条という、農地法の規定がありますので、3条で追加申請してい
ただく。

○6番(斎藤紀次君) だから、3条以外に適正化事業とか、そういうふうな方策が使えない
のかということです。

○事務局 今のところは、3条で申請しているかというふうになってございますので。3条で
申請していただくことになっていますので。

○6番(斎藤紀次君) いや、だから、3条、適正化利用とか、そういった別な、集積事業は
使えない事業なの。

○事務局 例えば認定農業者になっていれば、後で議案第4号に出てくるんですけれども、集
積のやつで使えるんですけれども……

○6番(斎藤紀次君) 認定農業者じゃないということ、全員、認定農業者じゃないの。

○事務局 借りる方が、要するに受ける方が、認定農業者ではない。

○6番（斎藤紀次君） それは、一応はつきり確認しないと。まず確認している、認定農業者じゃないと。

○事務局 はい。

○6番（斎藤紀次君） だから、3条以外の方法はないんだということを前提にしてしゃべっているの。

○事務局 そうです、はい。

○6番（斎藤紀次君） みんなそうだと、全件そうだと。

○事務局 全部、今までの議案も、今回の議案も全部そうです。

○6番（斎藤紀次君） 集積事業についても同じこと。

○事務局 集積事業については、全て借りる方、譲り受ける方が全部認定農業者になっていますので。

○6番（斎藤紀次君） 普通の事業だから、認定農業者じゃないということで、このケースは全部、3条以外の方法はないんだということで間違いない。

○事務局 はい。

○6番（斎藤紀次君） 分かりました。

○事務局 あと、すみません、斎藤委員からあった44番の件なんですけれども、今回ちょっと、いろいろ特殊な事情ございまして、一旦、この〇〇さんという方が〇〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんに売って、そこからもう一回、農地中間管理事業を通してもらうということになりますけれども、今回、どうしても個人的な、〇〇さん、事情がございまして、それで田んぼ売って、お金を手に入れたいというところ、どうしても後藤さんの家庭的な事情がございまして、何らかの、そういった案件は、圃場整備地区なので、今後出てこないとは思いますが、今回ちょっと特殊な事情だということで、お酌み取りいただければと。

○6番（斎藤紀次君） 特殊な事情というのは、事務局では、その特殊な事情で、今回はやむを得ないというふうに納得した内容なんですか。

○事務局 はい。

○6番（斎藤紀次君） それは、説明のできないような内容だった。

○事務局 個人的な、やっぱり個人情報といいますか、そこはちょっとご理解のほう、お願いしていただければと思います。

○6番（斎藤紀次君） 個人的理由って、個人情報に引っかかるから説明できないというような理由では困るんですよ。それはだから、個人情報に触れないような範囲内で説明すればいい

というわけで。

○事務局 要するにお金に困っていらして……何というんですかね、〇〇さんとの間で、いろいろありまして。

○6番（斎藤紀次君） 個人情報といえばそれまでだけれども、当然、我々は守秘義務を持ってやっているんであって、それに対して、個人情報だから説明できませんといったって、説明にならないわけよ。我々も個人情報については、守るところについては当然守るわけだから。その説明じゃ、ちょっとまずいんじゃないの。

○会長（渋谷福重君） ちょっと分からないんだけど、物を売り買いするとき、1回、いろいろな絡みを取って、真っさらにして売って、だけれども都合上、やっぱりその絡みがまたくっついているというような仕組みだと思うのね。

そのままだも、〇〇〇〇〇〇〇さんにくっついてたんでは、やっぱりちょっと絡みだべした。この絡みを外して、売買終わって、この農地は、〇〇〇〇〇〇〇さんが使わないと、いろんな問題出ちゃうけれども、だろうと思うんだよね。だから、また〇〇〇〇さんに賃貸借するという仕組みだと思うんだよね。それを1回、しがらみを外すために、こんなふうになっているんだと思うね。

○6番（斎藤紀次君） だから、こっちの名義の変更されればいいということではないんだ、結局。

○事務局 今回、2筆で全部で80万円ということで、売買ということになっていますので。

○6番（斎藤紀次君） ただ、さっき言ったけれども、要するに、契約を残した状態で、ただ名義の変更すれば、本来いい制度だよ。何も1回解約をして、なおかつもう一回結び直して、同じところへ戻すということをやろうとしているわけだけれども、最初から名義の変更さえできれば、だから聞いたのは、そういう契約、解約、名義を変更する前に、もともとの契約を解約しないと、それはできないんですかと、だからそれを聞いたんです。できるならば、できないということならばしようがないんだけど。

○事務局 今回の件は、説明の中で申し上げたんですけれども、農地中間管理事業ということで、福島県振興公社が間に入って転貸している案件でございまして、一旦そこで農業振興公社のほうと〇〇〇〇さん、あとは〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんとの間で、一旦解約しないと駄目ですよという規定になっていまして。

○6番（斎藤紀次君） 規定でそうなっているのね。

○事務局 農地中間管理事業において。今回、一旦全部、農業振興公社のほうも全部、解約の

手続取っております。改めて、また再度……

○6番（斎藤紀次君） だから、振興公社を通して転貸した案件については、要するに、元の地主が相続とか何とか、亡くなったということで名義変更したいと。その場合でも、解約をしないと駄目だと、結び直すのは駄目だということで間違いないんですね。

○事務局 間違いないです、はい。

○6番（斎藤紀次君） ならしやうがない。

○7番（八島富一君） 分かりやすくっていいべしたね。ここまでいったら中身分からないもの、一番いいんでないの、やるのが。

○事務局 というふうな、転貸の件については、農業公社が間に入っていますので、そういう点で、ご理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

○6番（斎藤紀次君） だから、3条自体も結局、行政書士の手数料含めて、莫大な金かかっているわけですよ、それをやるに当たってはね。それをしないで済むなら、やったほうがいいと思うんだけど、そうすると、こういうケースでは、解約をしないと駄目だと、改めて結ぶしかないということが決まっているんだということですね。

○事務局 そうです、はい。

○6番（斎藤紀次君） じゃ、いいです。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号については原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請（1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） では、受付番号3番の案件について、現地調査の結果を藤田・山崎地区担当、秦正徳推進委員より説明をお願いいたします。

○藤田・山崎地区担当推進委員（秦 正徳君） ただいま事務局より説明がありましたとおり、10月6日に事務局と現地を確認してまいりましたところ、何ら問題は見当たりませんでしたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号については原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） では、受付番号3番の案件について、現地調査の結果を、藤田・山崎地区担当、秦正徳推進委員より説明をお願いいたします。

○藤田・山崎地区担当推進委員（秦 正徳君） ただいま事務局より説明がありましたとおり、10月6日に現地を確認してまいりましたところ、何ら問題は見当たらないと判断されましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

7番、八島委員。

○7番（八島富一君） 113ページの計画図のところを見ると、オレンジネットと書かれている辺りのちょっと左上の辺りから、新幹線の下を通過して、下の田んぼに水かける用水路があるわけなんだけれども、ここ、詳しくかかっているのね。ここらがちょっと、説明をお願いいたします。

○事務局 用水があるというところで、そこは実際現場のほう、そこは支障がないように鉄板を架けるなりして通行を確保するというところでしたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（渋谷福重君） ほかに質疑ございませんか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号については原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第4号 農用地利用集積計画の決定（7件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

6番、斎藤委員。

○6番（斎藤紀次君） こういう様式になっているんだと思うんだけど、結局、借受人のほうの経営状況とか、そういう概要を全然記載していない。これで意見を求めると言われても、だから、これは意見を求めるで、3条とか何とかは審議を求めるだから、審議するということ

なんだけれども、これは意見を求めるという様式になっているので、その辺の違いって、どこら辺にあるのかなということがあれだし、申請書の様式って、この一覧表の様式では、受け手の人間の経営能力とか、そういったものは一切、ここでは考えなくていいという内容の表になっているわけですね。

○事務局 農用地利用集積計画についてでございますが、借人の方については、いわゆる認定農業者であるとか、認定新規就農者であるとか、いわゆる担い手の方たちが、こちらの制度を利用して農地を借りられるようになっておりまして、町で担い手だというふうに認定されている方ですので、様式についてはこのような形になっています。

○6番（斎藤紀次君） こちらで、ここで考える必要はないと、その件に関しては。だから、こういう内容だと、全体的なことの意見を求めると、そういう、全体の計画について、どう思うかということ意見を求めるという話なんですか。

○事務局 そうです。

○6番（斎藤紀次君） だとすれば、細かい説明も別に要らないなという、そういう意味で。そういう様式になっているのかなと。

いや、いいんですけれども、だから、別に説明、そこまで考えなくていい、ただ単に、それに対して我々は、異議なしなら異議なしでいいんですねということなの。

〔「ちょっといいけ」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 7番、八島委員。

○7番（八島富一君） 今、斎藤委員のお話なんだけれども、ここさ来ている人、大体が、地域から選ばられて来ているというか、手を挙げてここさ入っているわけで、斎藤さんだけがオールラウンド国見からで、この人は大体この規模でやっているとかというの、斎藤さんは把握していないのね。俺らは、みんな大体把握しているのね。

だから、俺から言わせると、斎藤さんがもうちょっと勉強してくれば、これはこの人だって、すぐ分かるのね。それで、分からないときは、次に答えてあげればいいと思うよ。このぐらいの規模で、この人は国見で、あそこはナンバーワンやっていますよとかと、はっきり答えてあげなさいよ。そのほうが斎藤さんも納得すると思うよ。

○会長（渋谷福重君） その案件の農業経営基盤強化促進法を使える人は限られているのね。誰でも使うんじゃないくて、町で認めているの、これ。認めている人に対していくから、その人はある程度大規模の機械を持っていたりとか面積もっているとか農業専門にやっている方ということなんだよね。

だから、そっちの規模とか人数とか何も提示しないでということになるので、斎藤委員から見ると、ちょっとおかしいんじゃないかと。

○6番（斎藤紀次君） 趣旨は、理解しましたが、だとしたら、こんな資料作らなくていい、こんな細かい、事務局で、この場でこんな細かい資料作って、なんで、もっと全体的な形でばっとしていただいて、一覧表でいいですよということ。

○7番（八島富一君） 資料は作らないといけない。ここ、どこ借りているんだかというのは、我々だって把握してあれしにゃいかん……

○事務局 これやっぱり、毎月変動ありますので、誰が貸し借りしているかというのを、やっぱり農業委員会の総会で皆さんに……

○6番（斎藤紀次君） だから、それでいいんだけど、細かい説明要らないだろうという話。

○事務局 一応、斎藤委員言うのも分かるんですけども、やっぱりある程度、最低限の情報、これ記載しておりますので、それだけやっぱり、毎月の定例総会でその情報を共有というところで、お示しさせていただきたいと思います。

以上、よろしくをお願いします。

○6番（斎藤紀次君） いや、このぐらいの規模だから、やってられるが、もっと多いところになるとそんなことやってられない、はっきり言って。時間の限られた中で、もうちょっと工夫の余地あるんじゃないですかという。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

〔「確認です」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 5番。

○5番（佐久間久子君） 津田一大さんは新規就農者ですよ。

○事務局 4月に認定新規就農者になっています。

○5番（佐久間久子君） 認定者に入ったんですか。

○事務局 認定新規就農者になっています。

○5番（佐久間久子君） 新規就農だから、土地はもともと、親のをを使って手伝っているというわけですよ。それで貸し借り……

○事務局 一大さんは、哲夫さんと一緒に農業されているんですけども、哲夫さんが主に田んぼ、一大さんについては樹園地、畑をやるということで、すみ分けして農業をやっていくという。

○5番（佐久間久子君） 分ける。

○事務局 はい。

○5番（佐久間久子君） 一大さんのほうは畑を中心に、田んぼのほうは手伝うという形で、お父さんのほうが田んぼでやるということですね。

○事務局 そうですね、はい。

○5番（佐久間久子君） 分かりました。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第4号について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

6 その他

（1）次回以降の総会日程について

○会長（渋谷福重君） 続いて、次回以降の総会日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回以降の総会日程についてでございます。

11月の総会は、11月15日火曜日13時30分から、役場大会議室で開催します。

12月の総会につきましては、お配りしました資料1の日程でございますが、12月15日木曜日、16日金曜日、19日月曜日、この3日間でご検討をお願いします。

〔「15日でお願いしたいんですけども」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） ただいま15日という意見が出ましたけれども、よろしいですか。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○会長（渋谷福重君） よろしいようですので、12月の予定は12月15日、時間はいつもどおり午後1時半、よろしいですか。

じゃ、15日の1時半からということで、よろしく願いいたします。

（２）その他

○会長（渋谷福重君） それでは、その他に入ります。

産業振興課からありましたら、よろしく願いします。

[「特にありません」と呼ぶ者あり]

○会長（渋谷福重君） 特にありませんか。

じゃ、事務局から何かありましたら、よろしいですか。

では、最後に、出席農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様から何かあれば。

8番、佐藤委員。

○8番（佐藤浩信君） 今年も稲刈りのシーズンなんですけれども、タヌキ、あれの対策、誰か専門家の方を取っていただかないと、もう接触事故、2回ほど。去年みたいに子離れしないで1枚の圃場に5頭もいたなんていう、1頭ぐらい中に入っちゃった。対策、何とか専門家の方にも意見を。異常なほど増えています。

風のない日だと、動くんで気がつくんです。ちょっと風があつて、今のコンバインで速力がかかりやすくなるそうなので、タヌキも疲れちゃって、休んだ瞬間、コンバインが踏んじったりというのがあるもんですから、専門家の方の意見を求めてもらってください。お願いします、対策。

○事務局 やっぱり、そうなると、作業が一番なのは、あれですよ、誤って吸い込んでしまう。

○8番（佐藤浩信君） いるのは分かっているけれども、こうやって動かなくなると、刃を上げちゃってそのまま行くので、クローラが踏んでも分かる。そうしたら、そのぐらいで1回機械止めて、ゆっくり行くと、わらが乗っかっているから。タヌキは見えないんだけど、もこっとなっているから、あそこでタヌキ踏んだなど。あとは、刈り刃のほうの上にながら上りてきちゃう、去年みたいにこんなことになったやつがこの脇に流れて、中に入ったら当然、骨がばらばらと出てくると。本当に多いんだ。

以上です。

○5番（佐久間久子君） ライスセンターのほうでも、若い人があれてきて、首と胴体、半

分にしてきたなんていう話をしていたので、やっぱりタヌキは多いのかなと思いますね。

○8番（佐藤浩信君） 連結部に刈り込んで、外れちゃったなんていう例も出ているんで。

○会長（渋谷福重君） 特別な対策がしてないんですよ。

○事務局 そうですね、ちょっとアドバイザー的な方に話を伺うということは可能だと思いますんで、一番、どんな対策が可能なのかというのは、教えてもらうことは可能だと思います。

○7番（八島富一君） まじで、捕獲籠を30個ぐらい買って各地区に貸して、そして、冬場から春にかけてあんぼ柿で取ると。それが一番増やさない方法。

〔発言する者あり〕

○会長（渋谷福重君） 実は、うちも昨日、防護柵、毎年やっているんだけど、点検といって全部修理するんだよね。そうしたら、結構やられているんだよね。

〔発言する者あり〕

○7番（八島富一君） 曲がっているから飛び越えて。

○事務局 曲がった場合は、申し訳ないです、新しい資材を交付することは可能です。

○7番（八島富一君） 用意してあるんだけど、なかなか。

○事務局 設置するのが大変だということのご苦労は重々承知の上で、申し訳ないんですけども。

○8番（佐藤浩信君） 巨大なやつがいるじゃん。あんなやつにやられたら一発なんで。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） ないようですので、それでは、これで本総会を閉じます。

ありがとうございました。

午後2時55分閉会